



国 監 告 第 4 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月24日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

随時監査結果報告書

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 2 年 3 月 2 日 (月) から令和 2 年 3 月 11 日 (水) まで

イ 実施

令和 2 年 3 月 23 日 (月)

② 対象部局

教育委員会教育総務課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

ア 令和元年度国立市一般会計 (歳出)

令和元年度 就学援助費のうち入学前準備金 (2 月 20 日支払分)

予算科目 10.03.02.20 (06)

支出額 3,960,000 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 2 年 2 月 28 日 (金)

② 資料提出期限 令和 2 年 3 月 10 日 (火)

③ 事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

- ア 就学援助費支給対象者に誤りはないか。
- イ 受給資格の要件審査は適切に行われているか。
- ウ 就学援助費は滞りなく振り込まれたか。

(6) 結 果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし

以 上